

(別添 4)

就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足していたり、複合的な課題があり、社会や人との関わりに不安を抱えている、日常生活面での課題がある、就労意欲が様々な理由により低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア (1) のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ (2) のアに該当しない者であって、(1) のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 都道府県等が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 特定被保護者による利用

被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）については、生活困窮者就労準備支援事業の利用が可能である。特定被保護者による事業の利用は、福祉事務所からの通知によるものとなるが、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日社援保発0331第5号・社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）を参照し、福祉事務所との十分な連携を図られたい。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、経済的自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した個別の就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

日常生活に必要な生活習慣の形成を促すため、様々なプログラムを活用しながら、規則正しい起床・就寝、適切な身だしなみに関する助言等を行う。

ウ 社会生活自立に関する支援

他者との関係や社会とのつながりを促すため、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。また、必要に応じて就労訓練事業を活用する。

オ 就労体験時の交通費の負担軽減に資する支援

(ア) 目的

就労準備支援プログラムの1つである就労体験の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を行い、就労準備支援事業、就労体験の

利用促進を図る。

(イ) 支援対象者

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の対象者は以下のとおりとする。

- ・ 就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者
- ・ 就労体験を利用することにより、一般就労に繋がる可能性が高い者

(ウ) 支援条件

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の条件は以下のとおりとする。

- ・ 事業実施主体による移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であること
- ・ 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・ 支援調整会議を踏まえ、自立支援計画（プラン）に利用する就労体験先、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

(エ) 支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費
- ・ 就労体験先1箇所あたり10営業日まで
- ・ 1営業日あたり上限2,000円
- ・ 1人あたり年間3箇所まで

さらに、上記アからオに定める支援を踏まえ、

- ・ 農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を行う就農訓練事業
- ・ 就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者などを対象として、障害者等の支援により蓄積された専門的なノウハウを活用した就労支援を行う福祉専門職との連携支援事業
- ・ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施することが可能である。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況を勘案し、都道府県等が必要と認める場合にあっては、1年を超える利用期間とすることも可能である。

なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、プランの更新及び就労準備支援事業の支援プログラムの再作成を行うこと。

(3) 配置職員

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

福祉専門職との連携支援事業を実施する場合は、福祉専門職を直接雇い上げる方法、社会福祉法人等（具体的には、福祉専門職が配置されている事業所等）へ委託して事業を実施する方法等により、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、臨床心理士等の福祉専門職を配置すること。

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施する場合は、ひきこもり支援や障害者に対する就労支援を担う実施団体等への委託（既に就労準備支援事業を実施している場合は再委託も可）が実施方法として考えられる。

5 留意事項

- (1) 自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業は一体的に実施するものとしているため、就労準備支援事業の実施事業者は、自立相談支援機関と十分に連携を図り、事業を実施すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日付け社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添3「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。
- (3) 生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて特定被保護者による本事業の利用や被保護者就労準備支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・継続的な支援が行えるよう配慮すること。
- (4) 就労準備支援に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することが望ましい。
- (5) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働

基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

- (6) 工賃など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。ただし、支援調整会議において当該支援対象者が一般就労の可能性が高くなると判断された場合については、公共交通機関の利用実費に限って交通費を支援することができる。
- (7) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (8) 就農訓練事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」（平成 28 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 18 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）を参照すること。
- (9) 福祉専門職との連携支援事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）を参照すること。
- (10) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施に当たっては、別途通知する「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」（平成 30 年 3 月 29 日付社援保発 0329 第 3 号、社援地発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）を参照すること。